

# 行政書士 奈良

2026年5月 No.161

## 目次

行政書士 奈良  
2026年（令和8年）  
5月号

### 令和7年度を振り返って

会長 稲本 太一	1
副会長 松田 登美子・副会長 谷澤 祐樹	2
副会長 廣見 聡子・総務部	3
経理部・広報部	4
法規部・監察部	5
研修指導部・第1業務部	6
第2業務部・受託業務管理部	7
デジタル化推進担当理事・災害対策推進担当理事	8

---

令和8年 奈良県行政書士会 新年会	9
-------------------	---

---

改正行政書士法説明会	10
------------	----

---

行政書士記念日イベント	11
-------------	----

---

田原本町 農地に関する無料相談会	12
------------------	----

---

合格者講習会について	13
------------	----

---

近協防災啓発イベント	14
------------	----

---

近畿地方協議会 知的資産経営セミナー	15
--------------------	----

### 重要なお知らせ

同好会募集のお知らせ	16
次号よりデジタル化のお知らせ	17

---

会員の動き	18～20
編集後記	



ユキマサくん  
行政書士会の公式マスコット  
キャラクター



# 令和7年度を振り返って



奈良県行政書士会 会長 稲本 太一

## はじめに

薫風爽やかな季節となりました。平素より本会の事業運営に対し、多大なるご理解ご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

令和7年度は、行政書士法の改正という節目を迎え、我々を取り巻く環境がかつてないスピードで変容したことを実感した一年でありました。こうした社会情勢の激変やデジタル化の加速という荒波の中、役員はもとより、県内各地の最前線で県民に寄り添い、真摯に職務を全うしてこられた会員の皆様の姿こそが、本会の誇りであり、原動力であるとの思いを強くするとともに、託された責務を遂行できましたのも、ひとえに各位の不断のご尽力と温かいご支援の賜物と、心から深く感謝申し上げます次第です。

## 共に歩んだ変革の一年

現執行部の発足後、本会が推し進めた主要な施策の多くは、これまで寄せられたお声をもとに具現化し、形づくられたものです。

「例規集及び広報誌の電子化」並びに「本会行事の内容見直しによる経費使用の最適化」は、組織の財政体質改善の大きな柱となり、さらに各部等における徹底した業務効率化を講じた結果、積年の懸案であった「決算及び次年度予算の黒字化」を達成できたことは、関係役員の献身と会員の皆様の深いご理解がなくしては成し得なかった成果であると確信しています。

## 発信力向上に向けた取り組み

令和7年度は本会が近畿地方協議会の当番会を担わせていただきましたが、長年の課題であった同協議会会則の抜本的改正や、担当者会議の組織改編を主導し、いずれも実現することができました。

また、近畿地方協議会初となる防災啓発イベント「災害に備えて行政書士が担うべきこと～防災及び被災者支援・復興の伴走者として～」や、知的資産経営セミナー「社長の右腕になれる行政書士へ！今こそ学ぶ知的資産経営とその視点」といった大規模な催しを当番会として成功に導けたことは、本会の存在感を内外に示し、その発信力を高める絶好の機会となりました。

## 防災先進単位会の確立を目指して

令和7年度には、新たに明日香村、広陵町、高取町と「災害時における被災者支援協定」を締結したほか、県内5士業（奈良県被災者支援専門職ネットワーク）との協働による「災害ケースマネジメント」への取り組みを強化し、連携の枠組みをより強固なものにすることができました。

こうした一連の活動は、有事の際にも揺るぎない「防災先進単位会」の確立に向けた、着実かつ力強い一歩になったものと考えています。

## 結びに代えて

昨年には、憲政史上初の女性総理として、本県出身の高市早苗氏が内閣総理大臣に就任されました。今、全国から熱い注目を浴びるこの「奈良」の地において、県民、国民の権利利益の実現に向け、皆様が存分にご活躍いただけますよう、本執行部が掲げる「会員ひとりひとりが本会を前進・発展させていく主役である」という大命題のもと、これからも二の矢、三の矢を繰り出し、本会役員及び事務局職員一丸となって、業務環境の整備改善に邁進してまいります。

引き続きご指導ご鞭撻のほど、心よりお願い申し上げます。



# 令和7年度を振り返って



副会長 松田 登美子

会員の皆様、平素は当会の運営に多大なるご理解とご協力をいただき誠にありがとうございます。さて、昨年6月に副会長を拝命し、早いもので1年が過ぎました。昨年度は近畿地方協議会の当番会でもあったため、通常の会務に加え、当番会としての用務もいただき、至らなさを反省するばかりでした。

令和8年1月1日から改正行政書士法が施行され、私たちの業務環境に変化がありました。いくつかの改正の中で大きなものの一つに、職責として定められた「デジタル化社会の進展を踏まえ、情報通信技術の活用その他の取組を通じて国民の利便の向上及び当該業務の改善進歩を図るよう努めなければならない」ということがあります。デジタル化は便利である一方、慣れない仕組みに取り組み、それを乗り越えなければならない困難があります。精通した人にとっては何でもないことが、思いのほか高いハードルであったりします。私自身、乗り遅れ気味なこの潮流に取り残されることなく、得意でないからこそわかる不便さを武器に、新しい時代の先頭に立ち頑張っていきたいと思っています。

新年度もご指導ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

副会長 谷澤 祐樹

令和7年度を振り返りますと、デジタル化の進展や制度改正への対応など、本会を取り巻く環境は大きく変化し、行政書士に求められる役割も一層多様化した一年でありました。そのような中、副会長として所管する各部の取組は、「外への価値提供」「内部基盤の整備」「信頼の担保」という観点のもと、着実に進められました。

まず、受託業務管理部においては、各種相談対応や外部機関との連携を通じて、行政書士の専門性を社会に還元する取組が行われました。受託業務対応者の拡充や体制整備に向けた説明会の開催など、継続的な事業展開を支える基盤づくりも進められました。

次に、法規部においては、諸規則の整備及び運用の適正化、訴訟案件への対応等を通じて、会務運営の基盤を支える役割を担いました。例規集の電子化についても、業務の効率化と情報共有の観点から取組が進められました。

さらに、監察部においては、会員の品位保持及び適正な業務遂行の確保に向け、個別事案への対応を積み重ねるとともに、非行政書士対策を見据えた取組が進められました。行政書士制度に対する社会的信頼を維持・向上させるうえで、重要な役割を果たしております。

各部の取組は、それぞれの役割に応じて機能しながら、本会の運営を支えるものであり、今後に向けた基盤形成にもつながるものといえます。こうした取組は、行政書士制度を支える「機能」「基盤」「信頼」という観点の一端を担うものであり、相互に補完し合いながら、本会の活動を支えています。

今後も各部の連携を深め、変化する社会環境に対応しながら、本会の健全な運営と行政書士制度の更なる発展に努めてまいります。

## 副会長 廣見 聡子

令和7年度の締めくくりにあたり、会員の皆様に謹んでご挨拶を申し上げます。本年度、私は副会長という大役を初めて仰せつかりました。当初は不安と緊張が入り混じる中でのスタートでしたが、一年が経とうとしている今、ようやく年間の行事や会務の流れを少しずつ理解し、全体像が見えてきたように感じております。

振り返れば、本年度は奈良会が日本行政書士会連合会近畿地方協議会の担当会を務めるという、非常に重要な一年でした。近畿各府県から多くの先生方をお迎えする立場として、大きなイベントや会議の準備、運営に奔走し、慌ただしい日々を過ごしました。至らぬ点多々あったかと存じますが、役員の皆様、事務局、そして会員の皆様の温かいご支援とご協力のおかげで、一年間楽しく会務を行うことができました。心から感謝申し上げます。

さて、いよいよ迎える新年度。私の抱負は、この一年で学習したことを糧に、良いところはそのまま継承し、不明瞭なところは改善しながら、「相談しやすい、風通しの良い会」を目指して皆様をサポートしていくことです。研修については、会員の皆様が今、何を必要としているかを知り、企画に反映し、会と会員の間の情報の流れをよりスムーズにしていきたいと考えています。また、行事についても、皆様が「楽しい」と感じて参加できるよう配慮し、会員同士の交流の場がさらに増えることを願っております。

特に新規登録会員の皆様は、わからないことも多く不安を抱えている方もいらっしゃるかもしれませんが、本会は研修等を通じて皆様をバックアップして参ります。ぜひ積極的に研修や行事に参加し、たくさんの先生方と交流を深めてください。

来年度も、皆様とのつながりを大切にし、より良い会運営に貢献できるよう精進して参ります。引き続きのご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

## 総 務 部

令和7年度総務部は、会員の皆さまが快適に業務に取り組める環境づくりと、会員相互のつながりを深めることを目標に、さまざまな事業を進めてまいりました。

まず、組織運営では、令和7年度定時総会をホテル日航奈良にて開催し、理事会・常任理事会も定期的を実施することで、円滑な会務運営に努めました。併せて、県・関係機関・他士業との連携を積極的に行い、会議・講演会・懇親会・総会等へ参加し、情報交換を図りました。

行政書士試験においては、試験監督員・本部員が抽選となりご不便をおかけしましたが、皆さまのご協力により大きな問題もなく無事に実施することができました。また、特定行政書士法定研修では、受講者9名に対して考査を実施いたしました。

県内16市町村に設置している行政書士名札板については、巡回による掲出状況の確認と維持管理を継続して行いました。さらに、職務上請求書の適正利用促進として、新規登録会員面談時の説明に加え、払出申請時には過去の控えを確認し、必要に応じて面談や連絡を行いました。

会員交流の取り組みとしては、ボウリング大会&懇親会を開催し、多くの会員にご参加いただき大変盛況となりました。また、新年会は久しぶりに会員のみで開催し、新会員紹介やビンゴ大会などを行い、こちらも和やかな雰囲気の中で盛会裡に終了しました。

日本行政書士会連合会および近畿地方協議会主催の諸会議については、本年度奈良会が当番会であったため、近畿地方協議会会長会・全体会議・連絡会を奈良ホテル等で開催し、滞りなく運営することができました。

また、事務局業務の改善にも継続して取り組み、生成 AI の試験運用や日本行政書士会連合会会員管理システムのテスト参加を行いました。会議室管理には Google カレンダーの活用を促進し、今後もデジタル化への対応を進めてまいります。

## 経 理 部

経理部では、適正厳格な予算執行を基本とし、予算の執行状況を確認するため、預貯金の収支・納品書・請求書及び領収書、貸借対照表及び収支計算書、振替伝票等、諸帳票の点検、現金のチェック、支払の決裁を毎月粛々と行うとともに、常任理事会及び理事会における予算執行状況の報告資料と合わせて作業効率化を行いました。

あわせて、奈良県行政書士会会則施行規則に基づき、会費滞納者への督促書を送付して、会費納入の促進を行うとともに、訪問対応の要否を検討し、必要に応じた対応を行いました。

各支出においては、特別に発生したイベント関係等への支出にも柔軟に対応しつつ、可能な限り経費削減に努めました。

来年度予算案は、会務全体の事業計画に沿った内容での予算組とし、引き続き物価の高騰への対応を検討しつつも、経費削減に重点を置いた取り組みとしました。

### 【一年を振り返って】

昨年度は、特別に発生したイベント関係の支出などで、頭を悩ませることも多々ありましたが、副部長・部員の方と共に十分な体制で職務に当たることができました。経費削減とより効果的な支出対応について随時検討し、限られた部会時間の中ではありましたが、効率的な話し合いと調整を行うことができたと考えております。物価高騰が続く中、資金繰りの面が厳しい状況ではありますが、経理部一同、今後もより一層気を引き締めて職務に当たる所存です。

## 広 報 部

令和7年度広報部の活動は、広報誌5月号、9月号、1月号の発行、10月の広報月間における広報活動および法教育の実施、2月の行政書士記念日イベントと、短期間ながらイベントが目白押しでした。

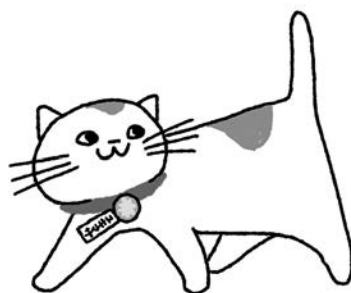
昨年度はSNSでの広報活動に注力し、Facebookでの情報発信の頻度を上げました。今後は広報部だけではなく、奈良会のイベント全体の広報媒体として活用してまいりたいと存じます。

特筆すべき事項として、法教育が第2業務部から広報部へ事業移管されました。これは法教育が「社会貢献」から、「行政書士の広報」へと実施目的が変更されたものです。昨年度の法教育は五條市立西吉野農業高校で実施いたしました。これは学校側からの依頼もあり、4年連続で実施させていただいているものです。今後ご依頼いただけるよう、内容を充実させていきます。また、令和8年度は法教育の実施校をもう1校増やし、行政書士の広報活動に貢献していく予定です。

2月の行政書士記念日イベントは、公益社団法人コスモス成年後見サポートセンター奈良県支部との共催で、令和8年2月20日に「落語をとおして考えよう！みんなの終活」イベントを王寺町やわらぎ会館にて実施いたしました。これはコスモスの寸劇、セミナー、相談会に、落語会を併せて実施するイベントで、今年度も実施する予定です。

例年とは違う活動としては、奈良会の各種イベントに対して、チラシの作成を実施しております。今年はボウリング大会（総務部開催）や近畿地方協議会関連のイベントも数件あり、チラシ作成も広報部にて実施いたしました。

令和8年度も奈良会の内外に対して、イベントの周知、報告を通じて、行政書士活動を広報していく所存です。



## 法 規 部

法規部では、奈良県行政書士会の円滑な会務執行を法的な側面から支えるため、諸規則の整備や各種法的課題への対応を行ってまいりました。令和7年度の主要な活動についてご報告いたします。

昨年度の大きな取り組みの一つとして、「会則施行規則の一部改正」を行いました。

近年、喫緊の課題に迅速に対応するため、新たに災害対策担当やデジタル化推進担当などの「特命担当理事」が配置されました。今後いかなる特命担当理事が置かれても柔軟に対応できるよう、その職務内容を規則本体ではなく別途「服務簿」にて規定する形式に改めました。あわせて、職務遂行を補助する「理事付部員」を配置可能とし、将来にわたって安定的かつ機動的な会務執行体制を整えました。

また、長年の懸案であった組織設置の根拠規定の適正化にも取り組みました。実態と乖離していた特別委員会規則を廃止し、組織運営の透明性と法解釈の整合性を確保しました。さらに、解散した旧行政書士ADRセンター奈良の記録を本会で保管するため、文書管理規則を改正して15年保存の区分を新設いたしました。

加えて、昨年度より進めてまいりました「例規集の電子化」プロジェクトが完了いたしました。専門業者による構築作業を経て、令和8年度より本格的な運用を開始しております。これにより、会員の皆様がいつでもどこでも、最新の会則や規則にアクセスできる環境が整いました。

日常業務におきましても、各種規則の調査研究を継続し、会務運用上に疑義が生じた際には本会内への確な指針提示（リーガルアドバイス）を行うことで、組織の適正運営を支援してまいりました。

法規部では、今後も環境の変化に強い組織づくりを目指し、規則の整備や事務の効率化に邁進いたします。引き続きのご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

## 監 察 部

平素は監察部の諸活動に種々ご理解を賜り、ありがとうございます。

令和7年度、監察部では

1. 非行政書士行為の予防排除に関する事項
2. 関係官公署に対する協力及び連絡に関する事項
3. 職域確保、拡大及び推進に関する事項
4. 会員の品位保持及び執務の指導に関する事項
5. 非行政書士に係るプロジェクトチームに関する事項

を中心とした活動を行うこととしていました。

これらのうち、非行政書士行為の予防排除に関する事項については、令和7年度は特段の問題事例の報告等はありませんでした。

また、職域確保、拡大及び推進に関する事項、非行政書士に係るプロジェクトチームに関する事項については、令和8年1月1日施行の改正行政書士法第19条第1項の業務制限規定への文言追加等を反映した日行連からの資料提供を受け、関係官公署との協力、連絡に関する事項の強化と併せ、令和8年度での対応を図ることとしました。

一方、会員の品位保持及び執務の指導に関する事項については、外部からの情報提供等に対応を求められることもありましたが、ここまでは概ね大過なく対処できたものと思います。

この1年を振り返り、痛感するのは情報収集と迅速な初期対応の重要性です。40年ほど前、保険会社の契約変更・更新・支払・異動等を企画・処理する本社契約管理部門に在籍したところ、上司から「1件の重大クレームの背後には、29件の軽微なクレーム、300件の潜在的不満が隠れている。」と教えられました。いわゆる「ハインリッヒの法則」です。本来は事故予防、安全・品質管理のための考え方で、1：29：300に固執するのも問題ですが、取引先やお客様の「300件の潜在的不満」を見逃さない、情報収集能力と迅速な対応力が大切ということで、己の無力を痛感させられました。実のところ、「29件の軽微なクレーム」も見落としているかもしれません。会員の皆様におかれましても、「軽微なクレーム」や「潜在的不満」にお気づきでしたら、ぜひ監察部までお知らせください。

## 研修指導部

下記の研修会を実施しました。

### 〈基礎研修（全12回）〉

- 第1回（令和7年9月17日）産業廃棄物収集運搬業許可の基礎知識と書類作成
- 第2回（令和7年9月26日）相続に関する業務の基礎知識
- 第3回（令和7年9月26日）農地転用について
- 第4回（令和7年10月31日）自動車保管場所証明申請・自動車登録申請の基礎知識
- 第5回（令和7年11月11日）建設業許可の概要
- 第6回（令和7年11月11日）経営事項審査申請の概要
- 第7回（令和7年12月10日）法人設立の基礎的知識
- 第8回（令和8年1月13日）国際業務（入管業務の基礎知識）
- 第9回（令和8年1月13日）国際業務（入管申請の手続編）
- 第10回（令和8年2月10日）遺言執行実務の基礎知識
- 第11回（令和8年2月10日）補助金申請の概要
- 第12回（令和8年3月3日）一般貨物自動車運送事業の基礎知識

### 〈一般研修全4回〉

- 第1回（令和7年10月14日）任意後見・死後事務委任・遺言の基礎知識
- 第2回（令和7年12月19日）障害福祉事業者の視点から
- 第3回（令和8年1月27日）建設業者の決算書の見方と読み方
- 第4回（令和8年3月18日）風営許可申請の概要

### 〈新規登録会員研修〉

- 第1回（令和7年8月8日）
- 第2回（令和7年11月4日）
- 第3回（令和8年2月3日）

### 〈その他研修〉

- ・指導行政書士制度（事務所見学会）の実施（令和8年1月7日～2月28日）
- ・行政書士試験合格者講習会（令和8年3月13日）

### 【活動を振り返って】

令和7年度も新規登録会員研修に関しては、対面による研修を実施し、それ以外の研修に関しては、対面又はハイブリッド研修（ZOOM+対面）を実施しました。

一般研修後には、アンケート（計4回）を実施し、来期の研修事業に関して、研修の立案等に参考・活用していく予定です。

## 第1業務部

日頃より、第1業務部（建設・産廃・運輸・農林グループ）の活動に多大なるご理解とご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。本紙面をお借りして、昨年度の当部の歩みと活動の成果をご報告させていただきます。

最も大きなトピックとして挙げられるのが、近畿地方協議会担当者会議です。昨年度は奈良県が当番会という重要な年であり、当部におきましても二つの大きな会議を担当いたしました。1月15日に「自動車運輸担当者会議」を、そして3月24日に「建設担当者会議」を執り行いました。準備段階から様々な苦労もありましたが、結果として各府県の単位会の皆様から大変好評をいただき、当番会としての重責を無事に果たすことができましたと安堵しております。

また、会員の皆様の業務スキル向上を目的とした研修事業につきましても、充実を図った1年でした。当部が所掌する業務について、より実践的で応用的な内容の研修を実施いたしました。毎回の研修後にはアンケートを実施して皆様のお声を頂戴しておりますが、どの研修においても非常に高い評価をいただいております。企画運営に携わる者として大変嬉しく、今後の活動の励みとなっております。

さらに、奈良県行政書士会としての受託業務の推進と、行政との連携強化にも注力いたしました。経審委員会や受託業務部と緊密に連携し、定期的な情報・意見交換を行うことで、会員の皆様に必要な研修機会を適切に提供できるよう努めました。加えて、奈良運輸支局における年度末窓口相談員業務を実施するなど、行政機関との間に緊密で良好なパイプを築き、当会の信頼向上に貢献すべく尽力いたしました。

当部は現在、部長、副部長、そして大変頼りになる3名の部員で構成されております。昨年度達成できた数々の成果は、このメンバーが一丸となって協力し合ってきた結果に他なりません。

今年度につきましても、第1業務部メンバー一同、さらに結束を固め、会員の皆様のお役に立てるよう全力で任務を遂行していく所存です。今後とも変わらぬご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

## 第 2 業 務 部

第2業務部では、民事、国際、商工、経営支援、知的財産権など幅広い分野において、行政書士の資質向上および関係機関との連携に努めました。主な取り組みは以下のとおりです。

1. 令和7年12月12日、大阪出入国在留管理局主催の「外国人のための無料なんでも相談会」に、本会より相談員を派遣しました。奈良県での開催は今回が初めてであり、前期より奈良県外国人材受入・多文化共生推進ネットワーク連絡会へ継続して出席し、関係機関との連携を深めてきたことが実現につながりました。
2. 令和8年3月26日、本会が当番会を務める近畿地方協議会において、知的資産担当者会議主催のセミナー「社長の右腕になれる行政書士へ！今こそ学ぶ知的資産経営とその視点」を奈良商工会議所で開催しました。奈良県内では知的資産経営の浸透が十分とはいえない現状を踏まえ、中小企業の経営者の話に耳を傾け、伴走できる行政書士の育成をテーマとして実施したものです。特に、行政書士が書類手続きの専門家にとどまらず、経営者の良き理解者・伴走者として価値を発揮できる可能性を再確認する貴重な機会となりました。
3. 会員向け研修では、実務に直結するテーマを取り上げ、5回の研修を行いました。
  - 令和7年9月30日 「民事案件の相談対応について」
  - 令和7年10月23日 「申請取次業務を起点とした顧問業務とは ～顧問先に提供できるリーガルサービス6選～」
  - 令和8年1月20日 「会社・法人の定款・株主総会議事録・社員総会議事録等について」
  - 令和8年1月23日 「特定技能外国人の申請について」
  - 令和8年1月23日 「国交省の建設分野特定技能外国人受入計画申請について」「その他の分野の協議会加入等について」

今後も、第2業務部として、関係機関との連携を強化しつつ、会員の皆さまの実務力向上のための機会を提供し、地域社会への貢献につながる取り組みを進めてまいります。

## 受託業務管理部

受託業務管理部は、行政書士が官民から委託を受ける業務の管理を担う部門です。昨年度は、従来の業務管理に加え、既存の仕組みの定型化を進め、より効率的な運営を重点目標として活動を行いました。

また、他部の所管となっている受託業務等についても相互に情報共有や連携を図りました。随時、双方で仕組み化を進め、属人化しないスムーズな引き継ぎを目指していきたいと考えております。

リソースが限られる中、継続した業務の改善を図りながら新たな業務（※）を形にしていくことは、とても難しい作業でした。具体的には、次のような業務に取り組みました。

- (1) 奈良県よろず支援拠点・合同相談会
- (2) 天理市役所マイナンバー代理申請
- (3) 受託業務対応者説明会
- (4) 田原本町農地無料相談会※
- (5) 受託業務意見交換会※
- (6) 新規受託業務対応※

受託業務では、さまざまなニーズや意見に触れる機会が多くあります。これらを単なる事務処理として終わらせてしまうと、その情報やノウハウを会員や会務へ反映させることが難しいと、活動を通じて実感しました。昨年度は、情報の収集・分析と立案までにとどまりましたが、今年度からは、会員の①利便向上②能力向上③地位向上を目標として、有志によるグループ化を行い、独自の取り組みを実行していきたいと考えております。

今後も受託業務管理部は、官民連携の可能性をさらに広げ、行政書士の活躍の場を拡大していくため、引き続き尽力してまいります。

## デジタル化推進担当理事

読者の皆様、こんにちは。デジタル化推進担当理事の梅屋です。

さて私自身としては久しぶりの理事としての約半年の活動でしたが、前回の理事としての活動がコロナ禍前の事であった事から電子媒体を利用した通信会議の通常開催など日常の運用が変わったと感じる事がある一方、当然ながら本会の手続的には変更がない手続などもありました。

この「変更がない手続」に関して、デジタル化を通じて「1：変えてはいけない手続」なのか、「2：変えていい手続であるがデジタル化の恩恵が少ないため、現時点では変えない方がよい手続」なのか、又は「3：変えていい手続であるがデジタル化の恩恵が大きいため、変えた方がよい手続」なのかの区分けが必要であると考えております。

今後1年間の活動内容としては、まず「変更がない手続」の区分けを行い、出来れば3の手続きについて特にデジタル化の恩恵が大きい手続があれば、当該手続きのデジタル化を進めていく施策まで練っていかねばと考えております。

ただしデジタル化の恩恵が大きいのにデジタル化されていないという事は、懸念事項となっている部分がある事が容易に予想されます。

その懸念が予算的なものであるのか、デジタルデバイス等の人の問題なのか、本会内部の規定上の問題なのか、により対応方法が変わってくるとは思いますが、少しずつでもデジタル化推進の活動のお手伝いが出来ればと考えておりますのでよろしくお願いいたします。

## 災害対策推進担当理事

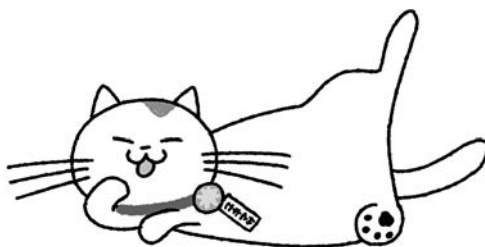
皆さま、こんにちは。災害対策推進担当理事の田中和智です。皆さまにおかれましては、平素より当会の災害対策関連の諸活動にご理解、ご協力を頂き誠に有難うございます。

災害対策推進担当理事は今年度より新設された新しい部署であり、災害の対策、情報収集、復興、防災意識の啓発に関する施策の策定、企画、立案及び総合調整に関する事項（災害被災者支援マニュアル管理運営委員会が行うものを除く。）を主な業務とし、日本行政書士会連合会、他都道府県行政書士会及び各省庁、地方公共団体並びにその他関係団体に対して行う災害対策に関連する情報の収集及び総合調整、そのほか災害対策に関する調査、研究、助言及び指導を行う部署になります。

昨年度は関係5土業による奈良県被災者支援専門職ネットワークの合同会議に出席し、実際に災害が起きた場合の奈良県の各専門職間のネットワークについて方向性を模索し、「災害ケースマネジメント」の仕組みづくりをどのように整えていくかの取り組みを進めました。

また3月には奈良市西部会館市民ホールにて日本行政書士会連合会近畿地方協議会主催による防災啓発イベント「<災害に備えて『行政書士』が担うべきこと>防災及び被災者支援 復興の伴走者として」が開催されました。その中で「石川能登地震」における現場の実情と行政書士会及び行政書士の役割について研鑽を深め、各单位会災害対策担当者によるフォーラムでは、「災害時における行政書士の在り方」をテーマとし、近畿地区の防災対策について先進的な取り組みをしている単位会の取り組みを学び、近畿地区単位会の相互援助の仕組みづくりについて今後の検討課題としました。

昨今、災害発生時に行政書士が果たすべき役割は多様化・高度化し、その専門性が求められる場面が増えています。今後も発生時における行政書士会及び行政書士が果たすべき社会的責任を共有するとともに関係団体とともに防災意識を高め、実践的な防災啓発を図っていきたいと考えています。どうぞ宜しくお願い致します。





# 令和8年 奈良県行政書士会 新年会 開催



## ～つながり、広がる、会員の輪～

令和8年1月16日（金）、近鉄奈良駅ビルの中国料理「百楽」にて「奈良県行政書士会 新年会」を開催いたしました。

今回の新年会は、これまでのご来賓をお招きする形式から一新し、「つながり、広がる、会員の輪」を合言葉に、会員同士の絆を深めるための「手作りの集い」として企画されました。これは、ご来賓への接遇を大切にしながらも、会員の皆様、特に新しく仲間に加わった方々をより温かくお迎えしたいという思いから決まった新しい試みです。

当日は、約80名もの皆様に足を運んでいただき、会場は熱気に包まれました。最近ではなかなかお会いできなかった大先輩から、期待に胸を膨らませて参加してくれた新人の先生まで、幅広い世代の会員が一堂に会する賑やかな時間となりました。執行部が大切にしている「ベテランから新人さんまでの縦の繋がり」が、会場のあちこちで自然と生まれている様子は、とても微笑ましい光景でした。

宴の席では、新人会員の皆さんの紹介や歓迎のセレモニーが行われたほか、総務部の皆さんが用意してくれたビンゴ大会などのアトラクションで盛り上がり、あっという間に2時間半が過ぎました。帰り際に皆様から「本当に楽しかった！」という嬉しいお声をたくさんいただきました。

今年度、私たちは「会員ひとりひとりが主役」という目標を掲げています。この新年会で生まれた笑顔の輪を、これからの活動にも繋げていきたいと考えております。



# 改正行政書士法説明会を開催

## ～デジタル社会における行政書士の役割を再確認～

奈良県行政書士会は、令和8年2月18日、奈良県行政書士政治連盟との共催により、改正行政書士法に関する説明会を開催しました。

本説明会は2部構成で実施し、第1部をレセプション、第2部を説明会としました。レセプションには、県内選出のすべての国会議員事務所から秘書の皆様にご出席いただき、制度に対する理解を深めていただく機会となりました。

説明会では、行政手続のデジタル化が進展する中、「デジタルによる行政手続について相談するなら行政書士」という国民的理解の浸透の必要性が示されました。あわせて、行政手続のオンライン化への対応、行政への提言機能の強化、行政不服申立てを含む実務対応能力の向上など、今後の行政書士に求められる役割について多角的に言及がありました。また、行政と国民・事業者との間をつなぐ専門職としての機能を、時代の変化に適合させながら発展させていく重要性についても示されました。

今回の行政書士法の改正は、行政書士の使命を「国民の権利利益の実現に資すること」と明確に位置付けるとともに、デジタル社会に対応した業務の在り方を示すものであり、その社会的役割を一層強化するものです。

奈良県行政書士会としては、本説明会を通じて得られた知見を会員間で共有し、制度の趣旨を踏まえた業務の実践につなげることで、国民・事業者の利便向上に取り組んでまいります。



# 行政書士記念日イベント

## 「落語をとおして考えよう!みんなの終活」開催

令和8年2月20日、奈良県北葛城郡王寺町の「やわらぎ会館」にて、奈良県行政書士会と公益社団法人コスモス成年後見サポートセンター奈良県支部の共催によるイベント「落語をとおして考えよう!みんなの終活」が開催されました。この催しは、昭和26年2月22日の行政書士法公布を記念した「行政書士記念日」の関連事業として、地域住民に楽しみながら将来の備えを考えてもらうことを目的に企画されたものであり、当日は50名を超える来場者をお迎えしました。

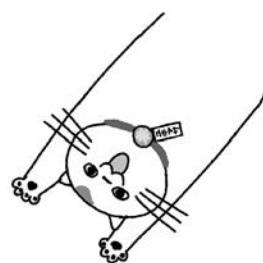
第1部ではコスモス奈良メンバーに「終活セミナー」と「エア寸劇」を披露いただきました。エンディングノートの作成や成年後見制度といったテーマを、劇を通じて親しみやすく解説していただきました。

第2部では、奈良県五條市出身の落語家で、現役の行政書士（京都府行政書士会所属）でもある桂雀太師匠が登壇しました。演目は、行政書士のルーツとも言える「代書」と、死後の騒動をコミカルに描いた「粗忽長屋」の二題でした。特に「代書」は行政書士会のイベントには欠かせない演目としてお願いしたもので、師匠の卓越した話芸により、会場は大きな笑いとお熱気に包まれました。

演目終了後には、地元王寺町で開業する若林かずみ会員よりメッセージをいただき、最後に、奈良会の稲本会長が閉会の挨拶を行い、今後も行政書士の知名度向上と地域社会への貢献を継続していく決意を述べられました。

第2部終演後に続いて、個別相談会が実施されました。参加者には、日頃抱えている不安や疑問を直接相談いただきました。

落語という伝統芸能を介することで、重くなりがちな「終活」というテーマを前向きに捉え直す、極めて有意義な機会となりました。来年度もイベントとして継続していきたいと思っております。





## 田原本町 農地に関する無料相談会を開催



本会与田原本町との間で平成30年に締結された「遊休農地等対策に関する協定」に基づき、令和8年2月25日（水）及び2月26日（木）の2日間、農地無料相談会を開催しました。

相談会場については、以前の相談者様からご意見をいただいたことから、今回は田原本町役場のオープンスペースではなく、田原本青垣生涯学習センター1階に相談者様が特定されにくい特設会場を設けて開催しました。また、公益社団法人コスモス成年後見サポートセンター奈良県支部とも連携し、相談会に相談員として参加いただきました。

相談内容は、農地に関する許認可申請にとどまらず、親族に関連する農地を含むお悩みや、農地と水路の配置など農地に付随する権利関係に関するご相談が多かったように思われます。

体制として2人1組の相談員が対応することで、疑問点が整理され、問題点の解決につながる場面も見受けられました。また、当該相談会をきっかけに業務受任につながった相談員もありました。

一方で、今回は往来の多いオープンスペースでの開催ではなかったことから、例年と比べ、相談会を見かけて当日に立ち寄られる方は少なかったように感じられました。

次年度においては、今回の経験やノウハウを活かしながら新たな取り組みにも挑戦し、相談会のさらなる充実を図っていきたいと考えております。



## 合格者講習会について

令和8年3月13日（金）13時30分から16時30分まで本会会議室において、行政書士試験合格者講習会を開催しました。

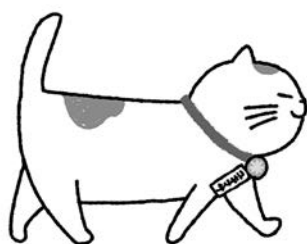
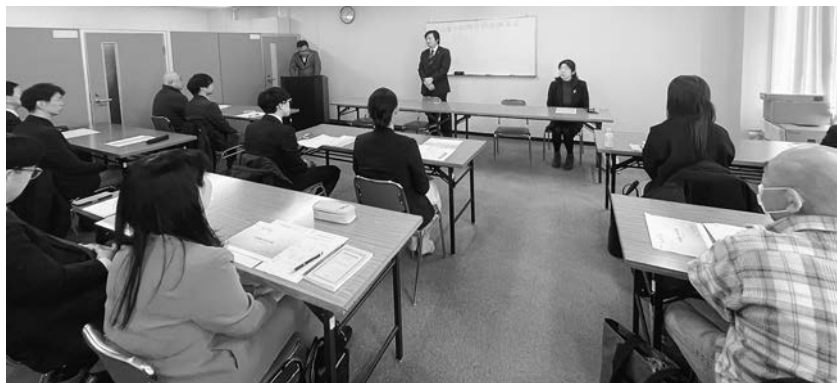
この講習会は、一昨年から実施しており、今回で3回目となります。

行政書士試験合格者向けに、行政書士業務の紹介、本会への入会登録方法の説明、先輩行政書士のパネルディスカッション、個別相談会などを行いました。

特にパネルディスカッションにおいては、参加者からの質問が多く、個別相談会では引き続き先輩行政書士に質問・相談されるといった盛況ぶりでした。

参加者は、総勢17名で14名の方からアンケート回答をいただきました。（登録済み1名、登録予定者5名、登録検討中7名、登録予定なし1名）

今後も新規登録への一歩が踏み出し易いものとなるよう、開催してまいります。





## 近協防災啓発イベント開催



令和8年3月18日、奈良市西部会館市民ホールにて日本行政書士会連合会近畿地方協議会主催による防災啓発イベント「〈災害に備えて『行政書士』が担うべきこと〉防災及び被災者支援 復興の伴走者として」が開催されました。

まず最初のレセプションでは市民生活協同組合ならコープ様のご協力のもと「みんなではじめよう！防災・減災」をテーマに5年保存水、携帯おにぎり、長期保存用ようかん等の非常食の試食会が行われました。

次に第1部の基調講演では「石川能登地震の現場の実情と行政書士及び行政書士会の役割」をテーマに石川県行政書士会会長の向井隆郎氏による講演があり、被災時において被災者支援施策の陣頭指揮を執り、刻々と変化する被災地において会長トップダウンのもと臨機応変にご対応をされた貴重なお話をお聞かせいただきました。

またその後の各単位会災害対策担当者によるフォーラムでは、「災害時における行政書士の在り方」をテーマとした討論会が行われました。石川県行政書士会会長の向井隆郎氏をコメンテーターに、ファシリテーターは本会の稲本太一会長が担当し、近畿二府四県（大阪・京都・兵庫・滋賀・和歌山・奈良）の各行政書士会災害担当者がパネリストとして参加し、各会の災害対策に関する取り組みの現状を報告しました。

その中で災害時には向井会長より初動体制（指揮系統）だけは事前に決めておくべきという貴重な指摘もあり、各会共通の課題として、BCPの実効性確保・マンパワー不足・会員同士のつながりの希薄化が挙げられ、近畿地区単位会の相互援助の仕組みづくりを今後の課題として、第1部は閉会となりました。

第2部ではそれぞれの以下のテーマに沿って3つの分科会にわかれ、参加者はそれぞれ希望の会に参加し、災害対策における個別具体的なテーマのもとに知見を深めました。

テーマA 「罹災証明の申請・石川能登地震の支援活動を振り返って」

講師：奈良市総務部市民税課・資産税務職員

テーマB 「事業継続計画（BCP）策定支援について」

講師：大橋忠司氏（兵庫県行政書士会）

テーマC 「発災後の迅速な生活再建支援の実践について」

講師：今井邦彦氏（石川県行政書士会）

災害発生時に行政書士が果たすべき役割は多様化・高度化し、その専門性が求められる場面が増えています。発災時における行政書士会及び行政書士が果たすべき社会的責任を共有するとともに関係団体と連携して防災意識を高め、実践的な防災啓発を図る良い機会になりました。



# 社長の右腕になれる行政書士へ！ 今こそ学ぶ知的資産経営とその視点

令和8年3月26日（木）、奈良商工会議所5階大ホールにおいて、近畿地方協議会知的資産担当  
会議主催の知的資産経営セミナー「社長の右腕になれる行政書士へ！今こそ学ぶ知的資産経営とその  
視点」が開催されました。昨年度は奈良県行政書士会が近畿地方協議会の当番会を務めていたことか  
ら、奈良会主導のもと、知的資産経営の基礎を学び、行政書士の活躍の場を拓ける絶好の機会として  
企画されたものです。

本セミナーは会場での対面に加えオンライン配信も行われ、近畿2府4県から計115名（会場44  
名、オンライン71名）が参加しました。講師には、知的資産経営の第一人者である中島巧次氏（滋  
賀県行政書士会 理事／経営部会長）を迎えました。

中島氏は、中小企業支援に携わる行政書士にとって「経営の理解」は避けて通れないと強調し、  
「中小企業の現状」を俯瞰する視点や「決算書の見方」など、経営状態を読み解く基礎を丁寧に解説  
されました。さらに、中小企業の強み（知的資産）を把握しどう活かして企業価値を高めるか、行政  
書士が顧客と共にどのような視点で知的資産を把握すべきかについて、実務に直結する高度な内容が  
展開されました。

特に印象的だったのは、行政書士が従来の「手続き屋」から脱却し、経営者の良き理解者として伴  
走支援を行っていくためには、「経営者の話を聞ける行政書士」であることが不可欠だという一貫し  
たメッセージでした。行政書士自身が自らの強みを把握し、AI時代においても選ばれる専門家であ  
り続けるための姿勢や講師の経験が示され、参加者に大きな気づきを与えました。

知的資産経営を学ぶことは、中小企業の右腕となるためだけでなく、行政書士が未来にわたり社会  
から選ばれ続けるための視点を再確認する機会となり、極めて実りの多いセミナーとなりました。



# 「同好会紹介」掲載団体を募集!

「行政書士 奈良」にて、会員相互の親睦を深め、能力開発や文化活動を活性化させるため、「同好会紹介」コーナーへの掲載を希望する団体を募集します。日頃の活動内容を周知し、共に活動する仲間を募ってみませんか?



## 1. こんな内容をお待ちしています!

- ✓ 「こんな方針でこんな活動やっています」という団体紹介
- ✓ 「この前はこんな活動をやりました」という活動内容紹介
- ✓ 現在活動するメンバー紹介や新規募集について
- ✓ その他、活動内容がわかる写真等があれば掲載します

掲載同好会の基準は例規集「奈良県行政書士会広報誌における同好会募集広告等の掲載細則」を参照ください

## 2. 応募方法



掲載を希望する同好会の代表者は、例規集「奈良県行政書士会広報誌における同好会募集広告等の掲載細則」を熟読の上、以下の書類を事務局へ提出し、会長の承認を得てください。

### 1. 同好会募集広告等掲載申請書

(別記第1号様式)

### 2. 誓約書

(別記第2号様式)

※書式は奈良県行政書士会HP会員ページに掲載

## 3. 注意事項



- 掲載内容は広報部による校閲を経るものとします。
- 掲載は原則として申請された号の1回のみとなります。
- 紙面の都合上、掲載号が次号以降に留保される場合があります。

### 【同好会活動に関する免責事項】

奈良県行政書士会は、広報誌に掲載した同好会において発生した会員同士のトラブルや損害等に関し、一切の関与・賠償的責務を負いません。各団体の責任において対応を行ってください。また、掲載された同好会その他の団体に関して、本会の公認、後援等があるものではないことをご承知おきください。

# 広報誌デジタル配信への 移行のお知らせ

2026年

9月

発行号より

## ⇄ 移行の概要

奈良県行政書士会広報誌につきまして、発行コストの削減と環境への配慮、そして会員の皆様への迅速な情報提供を目的として、**2026年9月発行号よりデジタル配信のみ**とさせていただきます。

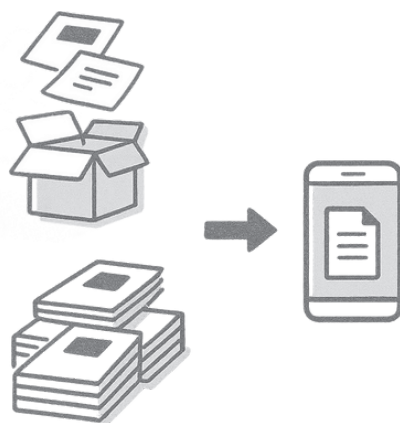
## 📱 閲覧方法

奈良県行政書士会ウェブサイトにてPDF形式で閲覧・ダウンロードいただけます。

※詳細な閲覧方法は改めてご案内いたします。

## ✉️ 郵送希望の方へ

デジタル配信への移行に伴い、原則として紙媒体での郵送は行いませんが、ご希望の方にはPDFを印刷したものを送付いたします。事務局までご連絡ください。



## デジタル配信のメリット



### 迅速な情報提供

発行後すぐに閲覧可能



### 利便性の向上

PC・スマホで閲覧可能



### 郵送代削減

コスト削減効果



### 環境への配慮

紙資源の節約

お問い合わせ先：奈良県行政書士会事務局

TEL: 0742-95-5400 MAIL: [gyosei@gyoseinara.or.jp](mailto:gyosei@gyoseinara.or.jp)

# 新規登録会員さん! いらっしゃい!!



①登録年月日 ②事務所所在地 ③事務所名称 ④事務所電話番号

赤松 実 あかまつ まこと

- ① 2025年12月15日
- ② 631-0022  
奈良市鶴舞西町2-23  
エスポワール学園前Ⅱ302
- ③ エスポワール行政書士事務所
- ④ 050-1725-5733

内堀 弘也 うちほり ひろなり

- ① 2025年12月15日
- ② 630-0252  
生駒市山崎町12番22-102号
- ③ 内堀行政書士事務所
- ④ 0743-84-8151

長谷川 圭司 はせがわ けいじ

- ① 2026年1月15日
- ② 630-0255  
生駒市山崎新町8番20  
シティパレス生駒PⅡ202号室
- ③ Octagon Consulting 行政書士事務所
- ④ 0743-89-2824

西 埜 智之 にしの ともゆき

- ① 2026年1月1日
- ② 639-1064  
生駒郡安堵町窪田181
- ③ にしの法務会計行政書士事務所
- ④ 080-7710-1880

鍵本 留菜 かぎもと るな

- ① 2026年1月15日
- ② 634-0012  
橿原市膳夫町655-2
- ③ イヤサカ行政書士事務所
- ④ 090-9989-6236

三井 健央 みつい たけお

- ① 2026年2月1日
- ② 639-1103  
大和郡山市美濃庄町735-1  
コーポラス乾202号
- ③ 行政書士りぼん法務事務所
- ④ 090-9247-2166

三田村 修 みたむら おさむ

- ① 2026年2月1日
- ② 630-0266  
生駒市門前町8-26-506
- ③ ハレルヤ行政書士事務所
- ④ 090-6729-0777

高江 花子 たかえ はなこ

- ① 2026年2月15日
- ② 630-8115  
奈良市大宮町六丁目1番地の1  
新大宮駅前ビル4階
- ③ 行政書士法人L S R コンサルティング  
(法人使用人)
- ④ 0742-32-4555

三原 道弘 みはら みちひろ

- ① 2026年2月15日
- ② 630-8453  
奈良市西九条町三丁目5番地の12
- ③ MIHARA 行政書士事務所
- ④ 0742-55-3292

八尾 俊之 やお としゆき

- ① 2026年2月15日
- ② 631-0001  
奈良市北登美ヶ丘二丁目10番12号
- ③ 行政書士八尾俊之事務所
- ④ 0742-51-8728

**出口 和 徳** でぐち かずのり

- ① 2026年2月15日
- ② 633-0011  
桜井市大字黒崎666番地
- ③ 出口行政書士事務所
- ④ 0744-42-7888

**田 島 孝 真** たじま たかまさ

- ① 2026年3月15日
- ② 636-0913  
生駒郡平群町北信貴ヶ丘2丁目12番3-1号
- ③ 田島行政書士事務所
- ④ 080-8550-9457

**山 本 直 規** やまもと なおき

- ① 2026年3月15日
- ② 639-2131  
葛城市林堂265番地1
- ③ 山本直規行政書士事務所
- ④ 070-7513-7313

**宇 野 泰 忠** うの やすただ

- ① 2026年3月15日
- ② 630-8306  
奈良市紀寺町921
- ③ ならまち行政書士事務所
- ④ 0742-42-9571

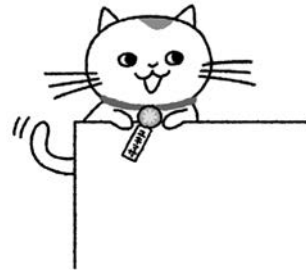
**★会員の動き★**

◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇ 転 入 ◇◇◇◇◇◇◇◇◇◇

- ①転入年月日    ②事務所所在地    ③事務所名称    ④事務所電話番号

**倉 谷 直 樹** くらや なおき

- ① 2025年12月1日
- ② 634-0804  
橿原市内膳町三丁目8番5号  
BizWork302
- ③ 行政書士さくら経営
- ④ 080-3771-6057





## 《編集後記》

薫風が心地よく、新緑のまぶしさが感じられる季節となりました。皆さまにおかれましても、この心地よい季節をそれぞれにお過ごしのことと存じます。

本号はイベントに関する話題も多く、広報部として誌面づくりに携わる中で、チラシのデザインにも関わらせていただきました。限られた誌面の中で、情報を正確にかつ伝わりやすく届けることの大切さを改めて感じております。今後も、広報部の一員として、誌面づくりに丁寧に向き合いながら、一助となれればと存じます。

(広報部 砂山博美)

今年は満開の桜を眺めながら、昨年と同じ道を通ったはずなのにこんなにも綺麗だったかなと感じておりました。思い返せば、昨年は行政書士登録から1年が経とうとしていて、登録したからには書士業務の情報を得ようがむしゃらになっていて、講習会に顔を出す日々が続いておりました。そんな中、情報源として頼りにしていたのが書士会の広報誌、HPでした。昨年は数年ぶりの会長選があり、興奮も冷めやらぬ中でしたが、いつも広報誌が発行されるのを心待ちにしていた私が、なんと広報部員としての職を拝命しました。広報活動の一環として様々な活動へ参加させて頂き、また広報誌の発行をサポートしていくというお役目も頂戴しました。改めてその責任の重さを痛感しております。早くも2期目を迎えましたが、初心を忘れず、少しでも皆様方に拠り所としていつでも立ち返っていただけるような情報発信の場であり続けられるように、微力ながらお役に立てれば幸いです。青葉の候、これからまだまだ暑くなりそうです。皆様のご健勝をお祈り申し上げます。

(広報部 青山資史)

奈良県行政書士会広報誌

### 「行政書士奈良」第161号

発行 令和8年5月15日発行

発行人 稲本 太一

発行所 奈良県行政書士会

〒630-8241

奈良県奈良市高天町10番地の1

(株) T.T.ビル3階

TEL 0742-95-5400

FAX 0742-26-6400

電子メールアドレス

gyosei@gyoseinara.or.jp

ホームページアドレス

<https://www.gyoseinara.or.jp/>

毎月第2木曜日は行政書士による

無料相談会

自動車の登録や  
車庫証明について  
聞きたい

身寄りがいない  
から将来が心配

法人の設立、  
ビジネスの立ち上げに  
ついて相談したい

遺言書や相続に  
ついて困った

建設業の許可を  
とりたい。  
どうしたらとれるの？

外国人留学生を  
卒業後採用したい。  
ビザは関係あるの？

日本の国籍を  
取得したい！

暮らしのご相談から、ビジネスのご相談まで  
身近な街の法律家「行政書士」にお気軽に相談ください。

(第2木曜日が祝祭日の場合は行われません)

事前予約制

下記まで、事前予約をお願いしております。  
おおよそのご相談内容についても、  
あわせてお伝えください。



日本行政書士会連合会公式キャラクター ユキマサくん

奈良県行政書士会

奈良県奈良市高天町10-1 (株)TTビル3F (近鉄奈良駅前)

☎0742-95-5400

奈良県行政書士会

検索

行政書士にお任せください

暮らしのこと

成年後見

遺言相続

契約書

自動車登録

日本国籍取得

土地活用

お仕事のこと

外国人雇用

建設業・産廃業

運送業

法人設立

知的資産

補助金経営支援